//第40回// 望月 浩一郎さん *Mr. Koichiro Mochizuki*

指導現場でのトラブル回避のための基礎知識

インタビュー：服部 清（日本プランニングシステム社長）

本来スポーツは楽しいものであり、また健康づくりに必須のものですが、スポーツの普及に伴って事故や訴訟などが増えています。今回は、スポーツ法学に精通されている望月浩一郎弁護士に、スポーツ事故を防ぐためにはどんな知識が必要か、どんな場合に管理者責任を問われるかなどについて、個々のケースに基づいて解説していただきました。

◆◆◆規制の本質とその意味を問う

服部 はじめに、最近のスポーツ界で話題になった事例について紹介したいと思います。大きなトピックスは、なんと言ってもスピード社の水着『レーザーレーサー』(LR)を、北京オリンピックで競泳の日本代表選手が着られるかどうかという問題です。結果としてLRの使用を日本水連が認めたことから、メーカーサイドも契約選手のLRの使用を認めることで決着しました。この件について先生のご感想はいかがでしょう。

望月 今回のスピード社の水着のような問題は、何らかの道具を使う競技であれば、道具の技術革新により必ず生じる問題です。スキー競技であれば、スキー板の素材や構造は常に改良されていますし、それに伴って国際スキー連盟はルールを改正してさまざまに規制しています。水着の問題も初めてではなく、2000年のシドニー五輪の際には、全身を覆う新型水着をめぐってスポーツ仲裁裁判所(CAS)の判断を求めた例もあります。技術革新に伴い、当然生じてくる問題です。今回のスピード社の水着については、何が良くて何が悪いかという基準が必ずしも明確でないところに問題があります。技術革新に伴い速やかにルールを検討することが求められています。

こうした技術革新が選手に大きな負担をかけるようであれば、選手健康を守るという別個の視点からも考えなければいけないと思います。

プロフィール

望月浩一郎(もちづき こういちろう)
虎ノ門協同法律事務所・弁護士
日本スポーツ法学会理事・前副会長

LRを着用することで選手は強い圧迫を受けていると言われています。これにより選手の健康に問題を生じさせるのであれば、この観点からの規制は当然あります。

服部 次に、ドーピングの問題で話題になった、Jリーグの川崎フロンターレの我那覇和樹選手のケースです。ドーピング禁止規定違反でJリーグから受けた処分に対して、これを不服とした我那覇選手がCASに提訴し、CASはJリーグの処分を覆し我那覇選手の訴えを認める裁定を下したというのが概要です。この問題についての解説をお願いします。

望月 この件はJリーグが十分な調査をしないで「まずドーピングありき」で動き出したという、いわばボタンのかけ違いによって起きた事案だと思います。実際に調査したところ、発熱や下痢があって水分を十分に取れておらず脱水症状だったという事実が、後の調査で判明しています。脱水症状の選手に点滴治療をすることは当然のことであり、日本アンチ・ドーピング機構も世界アンチ・ドーピング機構も、ドーピングにはあたらなした案件です。

私は、スポーツ選手に限らず、治療目的以外で薬物に依存する人は好ましくないと考えています。一部の医師が疲労回復目的で“ニンニク注射”を推奨していますが、私は全く賛成しません。しかし、今回の我那覇選手の事案は治療目的であり、疲労回復目的の“ニンニク注射”とは異なります。そもそもドーピングを

禁止する大きな目的は、1つは薬物によって選手の健康を害さないようにすること、もう1つは競技の公平性を損なわないことという2つです。ドーピングを禁止した目的に照らしても、そもそも処分される事案でないことははっきりしています。

今回の場合は、選手健康を守るためにはまさに治療が必要だったわけですが、点滴が正当な治療行為以外で禁止されるのは血液を希釈することによってマスキングする(薬物の痕跡を隠す)使い方があるからです。我那覇選手の場合は、200mlの生理食塩水を競技開催の2日前に点滴されているので全くマスキング効果はありませんし、中に含まれている物質も競技力の向上には何の影響もありませんので、ドーピングの基本さえ押さえれば問題にならない事案だったと思います。

◆◆◆スポーツ種目ごとの事故と責任

服部 それでは本題に入りまして、スポーツクラブで起こりやすい事故についてお話をください。

望月 スポーツクラブ内に限定しないで、どんなスポーツ事故が起こっているかについて紹介しましょう。『種目別スポーツ審判決数』(図1)をスポーツクラブと関係のある種目で言いますと、プール、テニス、ダイビングなどが挙げられます。また、ゴルフのドライビングレンジでも事故が起こっています。

服部 それでは、種目別に注意点を挙げていただけますか。

【スイミング、飛び込み】

望月 プールでの事故では、溺れるか、あるいは飛び込んだときの事故が全体の90%を超えていますので、この2つを押さえておくことが特に重要です。溺れるということについては、泳ぎの達者な人でも溺水することがあります。(財)日本水泳連盟の資料によると、次のような要因が挙げられています。

- ・冷水刺激による反射
- ・飲酒
- ・胃の飽満
- ・恐怖感
- ・筋肉痙攣
- ・平衡失調
- ・意識消失
- ・ノープニック症候群(水中での呼吸飢餓感のない意識喪失)
- ・気管支内吸水による心臓抑制反射

事実、1986年の世界マスターズ選手権では、速やかな救助によって一命を取り留めたのですが、苦しそう

な様子もなく溺れた選手がいました。また、2002年のパンパシフィック選手権では日本期待の選手が意識喪失してプールサイドで倒れ、決勝を棄権したことがありました。『意識喪失発作、過呼吸症候群』と診断されましたが、もし水中で発作が起き、監視者がいなければトップスイマーでさえ溺水する可能性もあったわけですから、常に十分な監視が必要なのです。

飛び込みについて国際水連や日本水連の基準では、スタート台前方6m以内は、水深が1.35mないとスタート台を設置してはならないと決めています。逆に言うと、水深が1.35mないと危険だということで規制をかけています。アメリカやオーストラリアの規制を見ても水深1.5mより浅いところでは飛び込ませないというのが常識になっています。なお、飛び込みについては(財)日本水泳連盟が編集した『水泳プールでの重大事故を防ぐ』(ブックハウスHD刊)に詳解されていますので、お読みください。

溺水・飛び込み以外のプールでの事故は、泳者同士の衝突事故があります。泳者の人数を制限するとか、コースロープを張るとかの管理が必要です。また、プールの吸い込み口の事故が1970年代から何例もありませんが、いずれも管理・運営に留意していれば防げたと思われま。

次はプールサイドの事故です。プールサイドは濡れて滑りやすいので注意が必要です。また、プールサイドで電気製品を使用する場合は、漏電などの事故に注意し、絶縁が十分か、アースを取っているかの確認が必要です。

それから、子どもは好奇心が旺盛で活動的である一方、危険に対する認知能力や回避能力が十分でないので、子ども目線で起こりうる事故を予測して、指導・注意することが重要です。

【テニス】

テニスの場合は、複数のボールを使って練習しているときに事故が多いですね。特に、コーチがネットに近いところで球出しをして受講生が打ち返す練習の際に、受講生の打ったボールがコーチの目に当たって視力が低下するという事故が多く起こっています。複数の受講生を相手に球出しをしていて、受講者がコーチ

のことをよく見ていないときに多く起こります。

【ゴルフ(ドライビングレンジ)】

ドライビングレンジの事故の多くは、ゴルフクラブが届くところに他のプレーヤーが入ってきて起きています。基本的には打席の間隔が狭かったり、ボールをセットするときの状況によって、クラブがボールをセットするプレーヤーに当たってしまうことがあります。もう一つは、打ったボールを利用者自身が回収するシステムを取っているところで起きやすいです。ボールを回収するルールを決めておかないと、他のプレーヤーが打ったボールが、回収しようと前へ出たプレーヤーに当たってしまう危険がありますので、ボールを回収するときのルールをしっかり決めておくことが必要です。大きい施設では自動的にボールを回収・供給するシステムになっていますが、小さい施設では誰かが手で回収するシステムになっているところがあります。

【スキューバダイビング】

スキューバダイビングでは、一つは溺れる、もう一つはインストラクターが見失って生徒が漂流してしまうというパターンが多いですね。水中では視界が狭く、20mも離れてしまうと見失ってしまいます。ダイビングスクールなどは十分なインストラクターや監視者の視界の中でやらないと、インストラクターがちょっと目を離したすきに生徒を見失ってしまい、大事故につながる場合がありますので注意が必要です。どの程度の監視が必要かという、5~7秒に1回は振り返って生徒の状態を確認していたが、それでも受講生を見失ったという事案で監視義務違反があるとされていますので注意してください。

【その他】

小中学生数人がハンドボールのゴールにぶら下がって遊んでいたところ、ゴールが倒れてけがをしたとか、

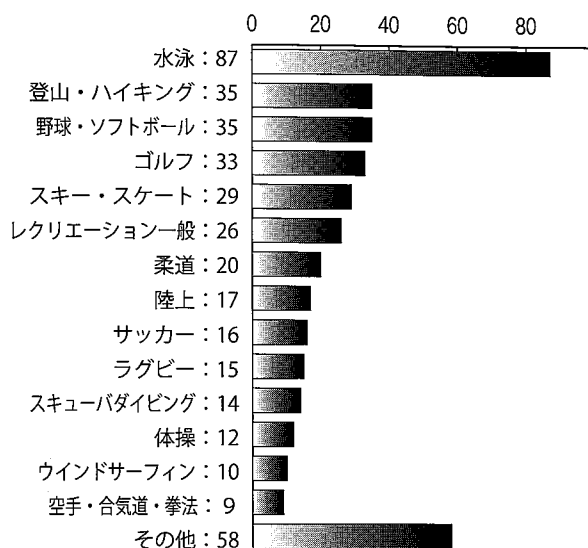


図1 種目別スポーツ審判判決数

判決：2006年末まで望月調査 全416判決

グラウンドの防球ネットやテントが強風にあおられて起こった事故などがあります。

服部 事故が起きたときの施設管理者側と指導者側の責任についてお願いします。指導者と利用者(会員)、利用者(会員)同士の事故が考えられます。

望月 何が原因で事故が起こったのかということ切り離して述べることはできないのですが、一般論としては、指導者に落ち度がある場合には、その指導者は通常は施設の従業員である場合が多いので、施設側は自分のところの従業員が起こした事故については使用者責任を問われることになります。

施設自体の安全性に問題があった場合は、施設側が管理者責任を問われます。例えばフィットネスクラブのプールからロッカールームへ行く途中の階段が濡れていたために利用者が転倒してけがをしたケースでは、施設の瑕疵が肯定されて、施設の管理者であるフィットネスクラブが責任を問われた判例があります。

指導者と会員との問題ですが、プールの中で監視が十分でなくて、会員が溺れたということで指導者の責任が問われたことは過去にもいくつかあります。

会員同士ということで判例を挙げますと、ジュニアの事案があります。スイミングスクールで子ども同士がふざけてゴーグルを手でひっぱって遊んでいて、目に当たってしまった

というケースがあります。子どものクラスでは遊び半分で事故になることは十分予想されることなので、それを規制しなかった指導者の責任が問われました。

次はインストラクターがけがをしたケースです。背泳ぎのスタート練習をさせていたときに、インストラクターの目に会員の手が当たってインストラクターがけがをしたという例があります。

服部 その場合は会員さんの責任になるのですか。

望月 会員さんの責任というより、そういう練習の仕方をさせた主催者の責任なのか、それとも指導者自身の責任なのか、責任の所在が追求されるパターンの訴訟になっています。

服部 パーソナルトレーナーの場合はどうでしょうか。

望月 これは契約関係を詳しく見てみないと一概に言えないのですが、パーソナルトレーナーが施設を借りてトレーニング指導する場合は、施設は場所を提供するだけでパーソナルトレーナーと受講者個人との契約になりますので、施設側の責任は問われません。しかし、フィットネスクラブのパーソナルトレーナーの場合は、会員が料金をクラブへ支払うことでトレーナーは従業員と同じ扱いになり、クラブ側の責任は免れません。フリーインストラクターの場合も同様です。

服部 体育館などを借りてスポーツ体操教室を開催する場合はどうなりますか。

望月 直接該当するケースではありませんが、広島市の国民休暇村が主催したパラグライダー教室で起きた事故を例に挙げてみます。運営はパラグライダーの専門団体に外注され、国民休暇村の近くの山でパラグライダー教室が開かれて事故を起こした事案があります。原告は宿泊施設である国民休暇村に責任を求めたのですが、判決は事故が起きたのが宿泊場所と無関係な山の中での事故ということで原告の訴えを^{しりぞ}けています。ただ、市町村が委託して体育館でスポーツ教室を開催した場合は、いまの例の宿泊施設と山の関係と違って、事故が生じた場合は市町村側の責任は大きいと思います。そうではなくて、市町村から公共施設を借りて、主催者がスポーツ教室を開催して事故を起こした場合は、責任は主催者

側にあつて、施設に瑕疵があつた場合を除いて、市町村には場所を提供しただけですから責任はありません。

服部 フリーインストラクターがクラブと契約する際にどんなことに注意したらよいでしょうか。

望月 フィットネスクラブの場合はフィットネスクラブと利用者である会員との利用契約になりますので、インストラクターはその契約内容に介入する余地はないと思われます。ですから、事故を起こさないように、指導に対する十分な知識を持って、対応していくことが大事なのではないでしょうか。

私の通っているスポーツクラブでは、主としてストレッチなどを指導しているパーソナルトレーナーを最近よく見かけます。社員とユニフォームが違うので一見してすぐ分かります。パーソナルトレーナーによる事故の場合は、責任についてはトレーナーとクラブとの契約内容によると思います。トレーニングはマッサージや整体とは違いますが、マッサージや整体によって具合が悪くなったという例はよく聞きますので注意したほうがよいでしょう。

フィットネスクラブと関係なく、パーソナルトレーナーがマンツーマンでアスリートを、公共のスポーツセンターなどを利用したり、あるいはトレーナーかアスリートが持っている施設を使用してケアする場合は、トレーナーとアスリートとの個人契約になります。したがって、事故が起きた場合はどこまで責任を負うかという条項を入れた契約を結ぶことになります。

アスリートのトレーニングの場合には、かなり限界まで負荷をかけることがあります。一般のフィットネスクラブの利用者へのトレーニングは、安全な範囲にとどめておくほうがよいのではないのでしょうか。これからは高齢者の方やリスクファクターの高い方などの運動機会が増えると思いますが、医師や看護師を常時配置しておくことは難しいと考えられますので、安全管理については一層の配慮が必要になると思います。

かつてはスポーツに「けがは付き物」ということで、起きたものはしょうがないという風潮がありました。最近ではけがを防ぐことは可能だという考えが強くなっていますので、そう簡単にはいなくなっています。

服部 まとめとして、スポーツ事故を起こさないための心構えと、万一おきた場合の対処の仕方についてお願いします。

望月 事故を予防するための対策としては、1つは情報の収集です。安全性について最新の情報を入手することと、過去の事故事例から学ぶことが大切です。2つ目は事故の対策です。これには指導技術や救命技術を研鑽することと、施設的に言えばより安全な施設へ改修することが挙げられます。また、危険の予見回避能力を高めるためには、1. 判例から学ぶ 2. 事故報道から学ぶ 3. 専門書から学ぶ 4. 指導者から学ぶ 5. 経験・体験から学ぶ ことが必要です。(『体育・スポーツ指導の安全』野間口英敏著)

万一、事故が起こった場合は、まず事実を隠さないことが必要です。最近の食品偽装の問題もはじめに事実を隠蔽することによって問題を大きくしています。次に、原因と責任についての正確な判断を下すことが大切です。そして、被害者の気持ちになって、誠意ある対応を取ることが何よりも肝心なことと思います。

服部 本日はご多忙のところ有意義なお話をいただきありがとうございます。

※参考資料

- ・『水泳プールでの重大事故を防ぐ』(ブックハウスHD刊)から、「8.水泳プールでの重大事故の法律問題」望月浩一郎
- ・「我那覇選手を応援してくれた全てのかたへの御礼と御報告」

～インタビューを終えて～

望月先生からは季節の折に、ご家族の近況をまとめた、愛犬Ronちゃんの写真入のお葉書をいただくのですが、お子様方はそれぞれ巣立られて、最近、奥様と近くのフィットネスクラブの家族会員になられたそうです。お仕事で大きな事案をいくつか抱えられているので、フィットネスクラブへ通う時間を作るのが大変です、と笑っていらっしゃいました。 -服部-

JPS 通信

JAJA会員に特別割引価格で提供中!

『筋力トレーニング指導マニュアル(厳選100種目)』
～テキスト200頁+DVD2枚組による実技&指導法～
このテキストとDVDは、フィットネス指導者が筋力トレーニングを安全かつ効果的に指導するためのマニュアルです。

「必要なときに、必要なエクササイズ」を取り出して、正しい指導法の習得や、ご自分の指導法の確認・チェックにご活用ください。

◎お問合せはJAJA広報出版部まで

TEL03-3818-6939